○財務省令第十号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、支出負担行為等取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一

支出負担行為等取扱規則の一部を改正する省令

支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表甲号 ［本表　略］ 備考　本表区分の主な内訳を示せば、次の通りである。		**別表甲号** ［本表　同上］ 備考　［同上］	
区分	内訳	区分	内訳
1　俸給手当の類	議員歳費・議員秘書手当・職員俸給・扶養手当・地域手当・管理職手当・初任給調整手当・通勤手当・特殊勤務手当・特地勤務手当・宿日直手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当・住居手当・単身赴任手当・管理職員特別勤務手当・広域異動手当・専門スタッフ職調整手当・本府省業務調整手当・在宅勤務等手当・超過勤務手当・委員手当・非常勤職員手当・休職者給与・児童手当 ［以下略］	［同上］	議員歳費・議員秘書手当・職員俸給・扶養手当・地域手当・管理職手当・初任給調整手当・通勤手当・特殊勤務手当・特地勤務手当・宿日直手当・期末手当・勤勉手当・奨励手当・寒冷地手当・住居手当・広域異動手当・専門スタッフ職調整手当・本府省業務調整手当・超過勤務手当・委員手当・常勤職員給与・非常勤職員手当・休職者給与・児童手当・外国人留学生給与 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　**齋**藤　健
環境大臣　伊藤**信**太郎